

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 1月 5日 (木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白 石 淳 一	2番 星 野 芳 寿
3番 遠 西 美 子	4番 石 井 武 久
5番 遠 藤 由理子	6番 宮 下 庄 吉
7番 高 井 武 男	8番 生 方 芳 光
9番 萩 原 正 道	10番 中 村 順 子
11番 金 井 繁 行	12番 星 野 博 一
13番 井 上 正 文 (会長)	14番 牛 口 長 明
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	佐 藤 エリカ
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 在任委員15名中、現在の出席委員は、15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時29分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時30分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、11番 金井繁行委員 12番 星野博一委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時30分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。 下記について報告 (1)農地法第3条の3の規定による届出について (2)農地の合意解約について (3)制限除外の農地移動について これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	午後1時31分
議長	5. 付議事件 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	午後1時34分

議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番委員 仮登記が設定されており、譲受人は承諾しているとのことですが、仮登記の内容によっては売買が成立しない可能性があると思います。仮登記の内容はどのようなものなのでしょうか。

事務局員 仮登記では、5条転用の許可が条件となっていますが、農振農用地のため原則転用ができない場所となっています。元々この仮登記は、太陽光の業者がつけていたものですが、転用ができない場所のため、そのまま売買している形となります。全く別の方が仮登記をつけている状況ですが、それを承知した上で譲受人は購入しているとのことです。

7番委員 では、この申請が許可されたとして、売買に影響はないということでしょうか。

事務局員 譲受人から了解を得ている状況なので、問題はないと思います。なお、仮登記をつけてそのままとなっている農地があることは事務局でも把握しています。

7番委員 わかりました。

議長 他にご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 12件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

関連がありますので、6番と7番

8番

9番

10番

11番

12番

議長

譲受人の会社について、どのような事業を行っているのでしょうか。

事務局員 こちらの会社ですが、令和4年の11月に設立されており、事業内容としては、水耕栽培、水中用ドローンの利用・管理、コンテナハウスの利用・販売等を行うために設立された会社とのことです。

議長 わかりました。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

議長 (異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時05分

6. 協議事項

- (1) あっせん委員の委嘱について
- (2) 沼田市内の農地に関する賃借料情報について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農用地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後2時25分